

6月に入り、梅雨らしい気候になりました。ジメジメする日が続きますが、節電ビズによる軽装での仕事は、暑さが凌がれるだけでなく気持ちも楽にしてくれます。実は、仕事が以前より“はかどる”なんてことがあるかもしれませんね。

I. 最新情報（2011年5月1日～2011年5月31日）

1. 一般会計（会計制度委員会）

特になし。

2. IFRS関係（会計制度委員会）

特になし。

3. 非営利・公会計（非営利法人委員会・公会計委員会）

CPA協会 HP掲載日	種 類	タイトル	内 容	適用時期
2011年5月 13日	その 他	非営利法人委員会 研究資料第4号「貸 借対照表内訳表及 び正味財産増減計 算書内訳表の作成 と会計処理につい て」の公表について	日本公認会計士協会（非営利法人委員会）は、平成23年4月12日に開催された常務理事会の承認を受けて、非営利法人委員会研究資料第4号「貸借対照表内訳表及び正味財産増減計算書内訳表の作成と会計処理について」を公表しましたので、お知らせいたします。 本研究資料は、平成20年4月11日に内閣府公益認定等委員会から公表された「公益法人会計基準」において作成が求められている貸借対照表内訳表及び正味財産増減計算書内訳表の作成手順と会計処理を事例で示し、事例を補足するための留意事項をQ&Aとしてまとめたものであります。	—

4. 学校法人会計（学校法人委員会）

CPA協会 HP掲載日	種 類	タイトル	内 容	適用時期
2011年5月 18日	委員 会報 告等	学校法人委員会実 務指針第44号「退 職給与引当金の計 上等に係る会計方 針の統一について	日本公認会計士協会（学校法人委員会）は、平成23年5月17日の常務理事会の承認を受けて、学校法人委員会実務指針第44号「退職給与引当金の計上等に係る会計方針の統一について（通知）」に関する実務指針を公表しましたので、お知らせいたします。	平成23年度の計算書類の作成から適用。 ただし、「II

	<p>(通知)」に関する実務指針」の公表について</p>	<p>学校法人の財務状況についての関心が高まる中、学校法人における財務情報等の公開の進展、会計処理等の取扱いが各学校法人によって異なることによる不明確さや分かりにくさの解消等の観点から、文部科学省は、平成 23 年 2 月 17 日付けで「退職給与引当金の計上等に係る会計方針の統一について(通知)」を発出しました。当該通知を受け、日本公認会計士協会では、通知を実務に適用するに当たっての具体的な指針として本指針を取りまとめました。</p> <p>なお、本指針の取りまとめに当たっては、平成 23 年 4 月 5 日付けで公開草案を公表して意見募集を行ったことを申し添えます。</p>	<p>デリバティブ取引に係る損失」については、平成22年度の計算書類の作成から適用する。</p>
--	------------------------------	--	--

Ⅱ. 連絡広場

1. ワンポイントメッセージ

貸倒引当金の取崩差額の表示について

平成23年3月期までは、一般的に営業外の取引に基づく債権の貸倒引当金繰入額より戻入額の方が多い場合、差額の戻入額を特別利益に計上していました。

しかし、企業会計基準第24号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」が公表され、それを受ける形で会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」第125項が改正されました。「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」の第55項では、原則として当該差額を営業費用又は営業外費用から控除するか営業外収益として当該期間に認識することを規定しています。

この処理は、平成23年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度から適用されます。なお、適用初年度における比較情報の取扱いとして、比較情報たる前期の財務諸表については、表示の組替えは不要とされています。

2. 今月のQ&A

Q	過年度遡及会計基準の意義 過年度遡及会計基準はいつから適用されますか？ また過年度遡及会計基準の趣旨はどういったところにありますか？
---	---

A. 平成21年12月4日に企業会計基準委員会から企業会計基準第24号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第24号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」が公表されており、平成23年4月1日以後開始する事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正に適用されます（つまり3月決算においては、今第一四半期から適用されることになります）。

当会計基準の適用範囲は、①会計方針の変更、②表示方法の変更、③会計上の見積りの変更、④過去の誤謬の訂正です。これらは③の会計上の見積りの変更を除き、「遡及処理」が求められます。「遡及処理」は、①新たな会計方針を過去の財務諸表に遡って適用していたかのように会計処理する「遡及適用」、②新たな表示方法を過去の財務諸表に遡って適用していたかのように表示を変更する「財務諸表の組替え」、④過去の財務諸表における誤謬の訂正を財務諸表に反映する「修正再表示」に区分されます（会計基準第4項(9)(10)(11)）。

③の会計上の見積りの変更は、新たに入手可能となった情報に基づき、過去に財務諸表を作成する際に行った会計上の見積りを変更することで、新しい情報によってもたらされるものであることから、過去に遡って処理せず、その影響は将来に向けて認識するものとされています（会計基準第4項(7)、第17項、第55項）。

従来は、当期に帰属しない会計処理の変更や誤謬の訂正の影響による損益が当期の財務諸表に含まれていましたが、過年度遡及会計基準に従い遡及処理を行い、過年度の財務諸表と当期の財務諸表を同じ方法で作成及び表示することにより当期の損益から過年度の影響が排除されることになります。このため、財務諸表の期間比較可能性を高めることができると考えられています。

Ⅲ. 解説シリーズ

「おさらいシリーズ」第一弾「減損会計」

第4回 減損の認識

文中の意見に関する部分は筆者の私見であり、弊法人の公式見解ではありませんので予めご了承願います。

①将来キャッシュフローの見積り

減損の兆候があると認められた場合、将来キャッシュフローと簿価を比較し、減損処理の要否を検討します。

将来キャッシュフローは、経済的残存使用年数までのキャッシュフロー（使用することによって得られるキャッシュフロー）と経済的残存使用年数経過後正味売却価額（使用后、売却されることによって得られるキャッシュフロー）の合計額となります。

資産グループの中には複数の経済的残存使用年数が存在する可能性があります。その場合には資産グループ中の主要な資産の経済的残存使用年数を使用します。例えば、建物であれば建物附属設備の残存耐用年数ではなく、建物本体の残存耐用年数を使用します。但し、残存耐用年数が20年を超える場合、将来キャッシュフローは20年までで見積ることとされています。土地などは、永久に使用できる資産ですが、20年までに制限されています。これは、20年を超長期の見積りには一層大きな不確実性が入るため、その数字を信用することが出来ないためとされています。また、後述するように割引後将来キャッシュフローではなく、割引前将来キャッシュフローを減損処理の要否判定に使用することも、年数を制限することが必要となる理由の一つかと考えられます。

②割引前と割引後

実際に減損が必要となった場合の減損損失の測定においては、割引後将来キャッシュフローを使用しますが、減損の認識の要否において使用するのには割引前将来キャッシュフローとなっています。減損の認識の要否においても、割引後将来キャッシュフローにした方がより保守的な処理となりますが、一説には将来の金利動向のような不確実な要素を判定根拠から排除し、確実に資産価値の下落が生じている資産に対してのみ減損処理を行うためとされています。

<次号に続く>

【発行元】

東光監査法人 ナレッジチーム

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋 3-7-4 彩風館6F

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703

以上